

MEL ジャパン 生産段階取得漁業 概要

(日本海ベにずわいがに漁業)

I. 申請者

名 称 : 日本海かにかご漁業協会
所 在 地 : 鳥取県境港市
事業内容 : 日本海ベにずわいがに漁業

II. 認証を受ける漁業の概要

漁獲の方法 : かにかご
認証対象者 : 境港を根拠地とする大臣許可船 12 隻 (75 トン～158 トン船)

III. 審査開始日

平成 20 年 5 月 26 日から開始

IV. 審査結果

- ・当該漁業者の積極的な資源管理活動の取組み（漁獲量上限制の導入、脱出口付きかごの導入等）及びその成果は、認証に値する漁業として十分評価され得るものと判断された。
- ・今後も年次監査等によりこれらの資源管理活動の取組み状況に関する入念な追跡を行い、万一資源状況に大きな減少があった場合には再度審査を行う必要があると思料される。

V. 審査の目的と評価の考え方 我が国の漁業管理制度によって資源管理活動を積極的に行っている漁業者の取組みを評価し、促進することを目的とし、取組みの達成度を評価対象とする。

VI. ガイドライン別評価

(1) 許可の取得

- ・指定漁業の取り扱いに基づいた農林水産大臣の許可を取得している。

(2) 漁業の概要等

- ・ベニズワイガニは水深 500m～2700mに生息するカニであり、日本海沖合、及び銚子以北の太平洋沿岸の深海域に分布する。
- ・申請対象の境港を根拠地とする大臣許可船 12 隻の年間水揚げは約 9 千トン、水揚げ金額は約 26 億円。
- ・漁獲量は大臣許可水域では 2003(平成 15)年以降、知事許可水域では 2005(平成 17)年以降、過去最低であった時点から増加に転じている

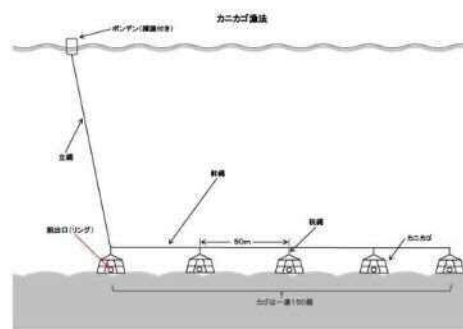
・我が国EEZ内漁獲量の推移

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011
漁獲量	15,973 トン	16,902 トン	16,581 トン	15,852 トン	16,115 トン	15,733 トン



(3) 資源管理措置

- ・漁獲上限制の導入：平成19年度より前年漁獲実績の10%減で船別の漁獲上限を設定している。
- ・脱出口付きカゴの導入：小型カニを逃がすため平成17年度より導入している。



- ・海底清掃の実施：休漁期間(7月～8月)に漁場保全活動(海底清掃)を実施している。

(4) 関係者への啓発・普及

- ・2005(平成17)年に漁業者・加工仲買業者・荷受業者による「境港ベニズワイガニ産業三者協議会(以下「三者協議会」)」を設立した。
- ・資源管理を確実に進化させるために三者協議会は不可欠な組織として機能している。

(5) 資源管理体制(組織)

- ・漁業者、関係者、国が一体となって、悪化しているベニズワイガニ資源の回復を図るべく2005(平成17)年度から7ヶ年の実施期間で資源回復計画を策定し、実施中。

(6) 資源管理の方策・効果

- ・平成18年度～20年度資源評価では資源状態は低位であるが資源動向は横ばいから増加傾向に転じている。
- ・資源回復計画の目標は、近年のCPUEの増加という点において達成されている。
- ・ベニズワイガニ日本海系群のABC算定は基準となる年の漁獲量から漁獲物中の小型個体(甲幅9cm以下)と未成熟個体(小ヅメ個体)を合計した重量を差し引いた数値で提示されている。法令に基づく漁獲規制である甲幅9cmより大きくても未成熟である小ヅメの個

体が含まれる漁獲組成の現状にあつては、ABC は必ず実際の漁獲量より小さく算出されるため、試算されたABC 数値を上回る漁獲がなされているが、資源評価の他の指標において回復の兆しが見られており、現状の取組みを継続しつつ動向に注視していく手法を選択するのが妥当であると考えます。

- ・未成熟個体の保護については「水深 1700m以深では未成熟かつ小型の個体が高密度で分布する」という調査結果が資源管理上重要な課題である。

- ・日韓両国による共有資源の管理については、韓国側も日本側の働きかけにより徐々に規制強化に取り組んできており、脱出口付きかごの有効性にも理解を示す。ベニズワイガニの生物的特性（着底後の移動性は低く、標識放流の結果から成体ガニの移動はせいぜい 50km 程度と推測）及び、当該漁業の操業上の特徴（敷設漁具を用いるため各船ごとに漁場がほぼ固定されている）を勘案すると、漁場単位で資源管理が可能で、他国との共同管理が実現しない現状であっても、各漁場ごとに適切な管理がなされている限り、資源全体に対して大きな影響はおよぼさないと判断され、一定の管理効果は上がっていくものと推測される。

（7）資源管理措置の実施と管理

- ・7 月～8 月の休漁実施（休漁期には漁場清掃を行っている）
- ・漁獲量上限制度の導入（毎日漁獲数量の報告、入港時に市場での販売仕切り書により漁獲数量を確認）
- ・改良漁具の導入（脱出口付きかごの導入）
- ・自主的取組みとして、網スソの解放、情報提供と協力体制の確立、県水試との共同モニタリング調査を実施。
- ・効果：近年の漁獲量およびC P U E の増加、解析データの充実。

（8）検査実施体制

- ・漁期開始前の漁具検査の実施と漁期中の立ち入り検査体制を確立している。



(9) 水揚げ実態、漁獲量の確認、統計の確保

- ・市場、県、国による取りまとめと確認の実施している。
- ・日報、水揚げ報告と仕切り書により漁獲量の整合性が確保されている。
- ・漁獲成績報告書が国に提出されている。

(10) 資源管理体制（組織）の内容公表

- ・水産庁のホームページやパンフレットによる公表はされているが、漁業者も積極的に公表する必要がある。

(11) 生態学的研究の実施

- ・生態学的知見は乏しく、今後も漁業者からの報告も含め調査を継続し、解明していく必要がある。

(12) 無用な漁獲の実態、軽減、回避

- ・ほとんどベニズワイガニ1種類のみが選択的に漁獲されている。
- ・混獲生物としてはエッチュウバイ等深海性貝類や数種の魚類の混獲が報告されているが、いずれも数量は極めて少ない。
- ・9cm以下の小型ガニについては、脱出口付きかごの導入を促進し、平成19年度漁期における小型ガニの混入率は、0.6%。メスはほとんど漁獲されることはない。
- ・2004(平成16)年度から鳥取水試と漁業者が協力し、「3cm目合いかご」及び「脱出口付きかご」を各船使用してサンプルを持ち帰り、測定することによって各漁場の診断・モニタリング調査を実施している。
- ・漁獲上制限を設けたことによって、限られた漁獲枠の中で価値を高めていく自助努力が求められ、より大型の個体が選択的に漁獲される漁場（比較的浅い水深の漁場）に移動する傾向も見られる。

日本海ベニズワイガニ漁業認証のポイント（FAOガイドライン、パラ28～32 関連）

(1) 管理システム

考慮対象魚種及び生態系への影響に関しての管理がしっかりしているか？漁業者や地域の情報・知恵を含め適正な評価を考慮し管理しているか？

日本海ベニズワイガニ漁業は、漁業法第52条の指定漁業の取扱いに基づいた農林水産大臣の許可を取得し、5年おきに審査・更新されている。国・県による協同作業の資源評価や審査会を経て諸般の規制がされ、資源の変動が大幅に変動した場合に見直しを行っている。操業区域、操業期間、操業水深、使用漁具などに関する措置が法令的に定められ、許可証の「制限及び条件」として記載され、漁業者はこれを守る。

更に、漁業者・加工仲買業者・荷受業者による「三者協議会」が頻繁に開催され、詳細な

条件について話し合われている。例えば、網目に関しては、網目の内径の長さ 15cm 以上。かごの側面最下部に形成される菱形状の網目の対角線の長さ（縦、横とも）10cm 以上。但し、かごの側面最下部に内径 9.5cm の円形脱出口を 3 個以上設けたかごについては、網目の内径の長さ 13cm 以上など。地域産業としての現状把握と健全な産業育成を目的とした三者のそれぞれの役割についても議論され、生産者部会、加工仲買部会、荷受け部会がある当該漁業には、法的規制に違反した場合は「2 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」の罰則規定がある。

（2）考慮対象魚種資源 資源レベルは適当か？ 枯渇レベルに近い場合は回復させる

管理をしているか？

昭和 60 年頃の漁獲量は 3 万数千ト、で一時期は約 9 千トと減少したが、現在は 1 万トンとなっている。昭和 60 年当時は 30 数隻であり、現在は 11 隻なので一隻当たり漁獲量は増加している。平成 18 年以降には資源回復計画に基づく漁獲制限および小型・未成個体の漁獲を回避するための「脱出口」の装着を導入し、「操業禁止水域を広げた結果」のカニのサイズは総体的に向上し、近年、単位当たり漁獲量（CPUE）は増加し、メスガニ、小型ガニを漁獲しないようにしている現状の漁獲状況下において当該資源は着実に回復傾向に向かっている。

また、ベニズワイガニは、識放流の結果から成体ガニの移動はせいぜい 50km 程度と着底後の移動性は低く、当該漁業の操業上の特徴（敷設漁具を用いるため船ごとに漁場がほぼ固定されている）を勘案すると、それぞれの漁場単位で資源管理が可能であると考えられる。他国との共同管理が実現しない現状であっても、漁場ごとに適切な管理がなされている限り、資源全体に対して大きな影響はおよぼさないと判断される。今後も我が国の管理措置を継続することで一定の管理効果は上がっていくと推測される。

（3）漁業が生態系に及ぼす重大な影響の考慮 対象魚種以外の魚類資源の混獲し絶滅の危機にさらしていないか？ その他の生態系に深

刻な結果をもたらすと思われる悪影響はないか？ 悪影響がある場合、その対応策は？

水深 500～2,700m に生息するベニズワイを籠で漁獲するので、漁具の回収漏れの防止が確実にされると他の環境への悪影響はない。このことに関連し、休漁期間（7～8 月）中に、平成 14 年度から鳥取・島根・兵庫・新潟の 4 県の当業船が「サデ（海中の漁具を掛けて引き上げる副漁具）」を用い、韓国漁船によって我が国水域に遺棄された刺網・カゴ等放置漁具の回収を実施している。

日本海ベにずわい漁業認証に関する管理の特長

当該漁業は、漁獲努力量の削減措置として、法的な休漁期（7月～8月）以外に30日間の新たな休漁期間を追加又はこれに相当する漁獲努力量削減措置を講じている。

平成18年、境港のベニズワイガニ産業は、3隻の減船。平成23年に1隻の減船を行って現在11隻となっている。「境港ベニズワイガニ産業三者協議会」において、資源回復計画の見直しを協議し、「漁獲量の10%削減」を検討し、船ごとの「漁獲量上限制（個別漁獲割当制）」が導入されることとなった。協議の前年度（平成18年度漁期）の漁獲実績の10%削減として上限を凍結し、その数値を広域漁業調整委員会委員会指示および当該漁業の許可内容に掲載した漁獲制限は9千トン余である。許可上の操業期間は9月から翌年6月までの10か月間であるが、漁獲努力量の削減措置として、現行の休漁期（7月～8月）以外に30日間の新たな休漁期間を追加又はこれに相当する漁獲努力量削減措置を講じた。

雌ガニは8センチ以上に成長しなく、雄ガニは8センチ程度で成熟始めることが判って来たので、当該漁業の漁具のカゴに内径9.5 cm以上の脱出口を設置した。脱出口資源調査の結果、雌ガニと、未成熟雄ガニ個体はほぼ漁獲していないと判断されている。平成20年漁期には全漁具が換装を終了した。

更に概ね1700m以深の深い水深帯に小型・未成熟個体が生息していることが報告されており、現行の許可内容においては、操業水域は水深800m以深と規制し雌ガニ及び小型雄ガニが少ない区域のみの許可となっている。

現在の資源評価は種が深海生物であるがゆえの生物学的知見の不足により「絶対資源量」の把握ができず、解析評価をより慎重に行うため、ABC（生物学的許容漁獲量）は実際の可能漁獲量より小さく算出されている。（使用用語から誤解する人がいるが）、専門家は順調に資源回復していると評価しており、資源はより良くなっていることは確実である。